

次期愛知県障害者計画・愛知県障害福祉計画(骨子案)に対する旧ワーキンググループ構成員意見への回答

参考資料2

素案	意見	県の考え方(対応)
第3章	<p>第3章 2 障害のある人の状況を見ると、発達障害のある人は精神福祉手帳及び知的障害を伴う人も多く、中でも行動障害を伴う人は知的障害を伴う人が多いことも考慮していただきたいと思ひます。 ②施策体系図(案) 3つの視点はわかりやすく良いと思ひますが、地域での情報・支援に結びつく内容を具体的に示すことができると良いと思ひます。</p>	<p>ご意見をふまえ、2018年に実施した「成人期の発達障害のある方についての状況調査」の回答者のうち、療育手帳の交付を受けている方の割合と、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の割合を記載しました。(素案P20) また、具体的な取組については第5章の計画期間中の取組の中に記載してあります。</p>
	<p>第3章2 障害のある人の状況について ○今回記載事項(案)では、身体・知的・精神・発達・難病とあるが、高次脳機能障害についても加えていただきたい。 ①4 障害者基礎調査結果とも関連し、障害者基礎調査の段階で今回少し無理に高次脳を入れ込んでいるため、前回の施策審議会でもお伝えしたが、調査への工夫も必要、必要なニーズの引き出しには今回つながっていないため、どうするかは検討の必要あり。 ②ただ、今回入れないとすると計画期間等の関係で随分次回は先となってしまうため。</p>	<p>御意見を踏まえ「高次脳機能障害の人の状況」を記載してあります。(素案P19)</p>
	<p>第3章4 障害者基礎調査結果について ○上記同様、次回調査での工夫を記載事項内容に一行盛り込んでいただきたい。(発達障害の方の調査で工夫をされたように工夫ができるかと思ひます。)</p>	<p>障害者基礎調査結果については、今回行った調査の結果を記載してあります。御意見については次回調査を行う際に検討してまいります。</p>
第4章	<p>第4章右下表&lt;第4次障害者基本計画の「各分野における障害者施策の基本的な方向」&gt; ○7の行政等における配慮の充実を4に統合する理由をお教へいただければと思ひます。</p>	<p>「7 行政等における配慮の充実」と「4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」について、取組を作成するうえで類似する項目が多いため統合してあります。</p>
	<p>第4章 展望②施策体系図(案)について 各分野3の防災、防犯は「安心して暮らし続ける」の категорияとし、5の自立した生活の支援・意思決定支援の推進は「自分らしく暮らし続ける」の方が良いのではないのでしょうか。 また、※の囲みにある7の行政等における配慮の充実は、4に統合とありますが、「地域に暮らし続ける」の categoriaに入れてみてはどうでしょうか。</p>	<p>防災、防犯は安全安心につながる分野ではありますが、地域生活を続けるうえで、基盤となるものと捉え「地域で暮らし続ける」の categoriaとさせていただきます。 また、自立した生活の支援・意思決定支援の推進は障害福祉サービスの充実など、自立支援に係る視点から「安心して暮らし続ける」の categoriaとさせていただきます。 なお、「7 行政等における配慮の充実」と「4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」について、取組を作成するうえで類似する項目が多いため統合してあります。</p>
第5章	<p>第5章 1 安全・安心な生活環境にもコロナ対策が入っているが、2 防災・防犯等にもコロナ対策が必要だと思ひます。 6 保健・医療の推進【施策の方向性(案)】 医療体制の整備＝障害者の高齢化に伴う医療の必要性(癌、生活習慣病等)、コロナ感染に伴う医療の必要性</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策は骨子案では第5章1に記載してありましたが、素案では第5章3 防災・防犯等に集約して方向性を示し(障害者計画)、第7章5において具体的な対応を記載(障害福祉計画)してあります。(素案P44～47、P190)</p>
	<p>第5章 2 情報アクセシビリティの向上 【現状・課題】に以下の文言を追加 ○現在1,000万人以上はいると言われ、今後も超高齢社会の中増加し続けるであろう難聴者問題への取組(理由) 世界的な難聴者対策気運の高まりを受け、日本でも2019年4月に難聴対策推進議員連盟が発足した。ライフサイクルに応じた難聴者(児)支援のあるべき姿の実現を目指し、難聴対策及びそれを支える基盤作りに向けた総合的、体系的取組が必要とされているため。</p>	<p>ライフステージに応じた難聴者(児)支援の重要性は認識しており、情報アクセシビリティの向上のほか、意思疎通支援の充実や難聴児支援についても記載してあります。なお、情報アクセシビリティの向上については、難聴(中途失聴を含む)はもちろん、視覚障害、肢体不自由、知的障害、発達障害、ALS、高次脳機能障害等、障害の特性に応じた、それぞれのコミュニケーション手段を用いて情報の発信等を行ってまいります。(素案P39～42、P57、P100～104)</p>
	<p>第5章 2 情報アクセシビリティの向上 【計画期間の取組(案)】に下線部を追加 ○障害者情報提供施設における支援の充実ならびに関連団体の独自性の尊重(理由) 情報提供施設として「あいち聴覚障害者センター」があるが、センターが実施している事業の実施要綱の開示やセンター運営委員会の運営内容が不透明。 関連する団体の独自性が尊重されているかどうか等を判断する第3者機関を設置し、透明性のあるセンター運営が望まれる。県が事業をセンターに丸投げし、様々な問題が看過されている現状については改善が必要と感ずる。</p>	<p>聴覚障害者情報提供施設については、5 団体が構成する運営委員会が運営を担っています。 県としましては、各団体の独自性が尊重されるとともに、風通しのよい組織運営により、円滑に事業が実施されるよう、センターとヒアリングを行うなど対応してまいります。(今年度は9月28日にヒアリングを実施) なお、運営助成については引き続き行ってまいります。(素案P41)</p>

素案	意見	県の考え方（対応）
第5章	<p>第5章 2情報アクセシビリティの向上 【計画期間の取組（案）】に下線部を追加 手話言語をはじめとする障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する啓発及び学習の機会の確保と充実（理由） 学習の機会は確保されているが、それが「充実」していなければ実効性は薄い。中途失聴者のための社会参加推進事業として、トータルコミュニケーション教室（手話、読話学習会）の場合は、確保されているものの、1か月にわずか1回（2時間）のみでは「充実」からは程遠い、真に実効性のある施策であることが望まれる。難聴・中途失聴当事者団体が毎年度要望しているにもかかわらず実現に至っていない。</p>	<p>コミュニケーション手段に関する普及啓発を行うとともに、本県職員が手話や筆談のノウハウを学ぶ機会など、意思疎通支援の学習の機会の確保を図り、意思疎通支援の充実に努めてまいります。（素案P40～42） （トータルコミュニケーション教室の回数増については、来年度からの実施についてセンターと調整済みです。）</p>
	<p>障害福祉を考える場合、リプロダクティブヘルスの概念も取り入れていくことができると良いかと思っています。近年障害をもっていても性や生殖を自分の意思で選択し、出産する方が増えてきていますが、障害福祉と母子保健の連携が上手くとれず、制度の狭門におちていることがよくみられている印象があります。</p>	<p>御意見を踏まえ保健・医療の推進の現状及び施策の方向性に記載しております。（素案P59～62）</p>
	<p>情報の入手では市町村の関連の割合が少なく、行政からの情報がきちんと届いていない現状があるようです。特に防災に関連することの不安も高く、命に関わる情報の確保をどう確実に届けられる体制の整備が急務だと感じました。 また、差別を受けた場が学校であるということは重大な事態として取組む必要があります。子どもにとって居場所であり、他に自分でアクセスする手段をもたない子どもが学校で差別をうけることは将来にわたって影響を与えます。学校での対応・対策も急務なのではないでしょうか。 仕事をしていない人の割合も高い状態があるようです。個人的に学校での体験や支援が、より適切なものができれば就業につながるケースも多いように思います。企業への啓発とともに学校に対して不満と答えた20%を減らすことは必須のように思いますし、行政が関与して可能なことのように思います。</p>	<p>情報の入手については、アクセシビリティの向上を目指し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段やICTの活用機会の拡大を図ります。（P40） また、学校における取組については障害を理由とする差別の解消の推進に「学校における障害のある生徒との実習等とおした交流及び共同学習の推進」を位置付け、しっかりと取り組んでまいります。（素案P52）</p>
第6章	<p>第6章 2精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 私どもが平成9年に設立した小規模作業所は、現在就労継続支援B型となり、精神障害者を多く迎える福祉事業所として運営しております。同様な事業者が増え、通所者にとっては、多様な福祉事業者を選択できる時代となりました。通常精神障害者は、統合失調症が発症し入院より退院となり、病院のデイケアを利用し、その後、就労継続支援B型、就労継続支援A型、就労支援事業所をへて、自立、就業の道に進むのを祈って事業活動を行っています。 しかしながら、事業を運営していく中で、採算を重視するあまり一人でも多くの通所者を迎えること、抱え込みを考えるとあり、そのことが、精神障害者が地域移行、地域定着をする阻害要因となっております。各福祉事業者が連携をもって、それぞれの役割を果たし、本当に利用者の利益を優先する仕組みを構築する方策を考えることが必要であると思っております。 現状は、利用者にとどのようなステップで退院から自立、就労等の目標達成ができるか、よくわからないのではないのでしょうか。 福祉サービスの方策をこの問題に焦点をあてて、各事業者が連携、と強みを生かして事業活動ができるようになればと思います。</p>	<p>障害福祉サービス事業所において適切な支援が行われるよう、事業所のサービス管理責任者に対し、ご本人主体の個別支援計画の作成や支援についての研修を実施しております。また、ご本人に寄り添った支援を行うためには、相談支援専門員の役割も重要であり、相談支援専門員向けに権利擁護等の研修を実施しております。事業所で適切な支援が行われるよう、引き続き支援者の資質の向上に努めてまいります。 特に、退院や退院後の生活について御本人に理解していただくためには、当事者であるピアサポーターの役割が大きいと考えます。 県では、ピアサポーターによる体験談を語るプログラムを実施しています。この事業では、入院中の方にピアサポーター自身の退院時の経験や退院後の生活についてお話していただき、どのようなステップを経て退院となるか知っていただく機会としています。 今後はいただいた意見を参考にしながら、退院後の地域生活を継続するという視点も含めて事業の実施を検討してまいりたいと考えております。（素案P86～88）</p>
素案全般	<p>コロナウイルス感染拡大をきっかけに、人との接触をさける新しい生活様式が勧められていますが、継続した福祉サービスなど、受けにくくなってしまわないよう考えてほしいです。</p>	<p>継続したサービスが実施できるように障害福祉サービス施設・事業所等における感染予防・感染拡大防止対策への支援を行います。（素案P47、P191）</p>
	<p>情報についてですが、点訳や音訳は、今もボランティアが中心になっています。今回コロナでボランティアさんの活動ができなくなり、いつも届いていた情報がストップしてしまったものもあります。さらに、子育てが終わっても働く人がふえ、ボランティアを希望する人が減っています。今後は、公的に制度化することを考えてほしいです。</p>	<p>点訳・音訳奉仕員の養成は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業のうち、都道府県任意事業に位置付けられています。 今後も引き続き奉仕員の養成に取り組んでまいります。（素案P41）</p>
	<p>多くのことで、オンラインなどが進んでいますが、高齢な人など、使いこなせない人もたくさんいますので、最新な手段ばかりではない方法も取り入れてほしいです。</p>	<p>オンラインでの普及啓発だけでなく、リーフレットの配付など、オンラインの利用ができない人に向けた普及啓発にも努めてまいります。（素案P41）</p>
	<p>これまでは、愛知県障害者計画が愛知県の障害者施策の基本だと理解していましたが、障害福祉計画は自立支援法の福祉サービスの提供体制を確保するものとして理解していましたが、改定年が重なり今後は障害福祉計画を基本にすることになっていきます。また、愛知県福祉ビジョンも加わると一体化することは良いと思いますが、複雑になり、中期的に？3年ごと？となると一般県民、障害者当事者・家族にわかりやすく現実使いやすい説明が必要だと思っております。</p>	<p>次期計画の章立てについては障害福祉計画を元に作成しておりますが、障害者計画が県の障害者施策の基本であり、障害福祉計画が障害福祉サービスの提供体制を定めるという点は変わりありません。 また、障害のある方はもちろん一般県民にもわかりやすい説明を意識して作成してまいります。</p>